

第15回淀川管内河川レンジャー代表者会議 開催の報告

（開催日時：平成28年2月11日 場所：中央流域センター）

1. 淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領の改正について

淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領（以下「運営要領」）は、第15回淀川管内河川レンジャー代表者会議での改正案の審議を経て、平成28年2月11日付けで改正しました。以下に改正の概要を紹介します。

1.1. 淀川管内河川レンジャーの活動拠点【第9条】

三栖閘門資料館は、伏見出張所に併設した一般開放を行っている淀川河川事務所が管理する施設です。三栖閘門資料館は、宇治川や地域に関する情報を提供しており、伏見地域の名所として多くの観光客や地元住民が訪れているとともに、地元小学校と連携したレンジャー活動で利用されるなど、河川レンジャーの活動拠点としても利用されてきました。

このため、正式に三栖閘門資料館を淀川管内河川レンジャーの活動拠点として位置付け、より多くの人々に情報を提供できるよう、積極的な利活用を促進していきます。



図 1.1 三栖閘門資料館 位置図



写真 1.1 三栖閘門資料館 全景

1.2. 淀川管内河川レンジャーの任命・辞任・解任基準【第10・12条】

河川レンジャーは、淀川河川事務所の支援（人的、物的、経済的）のもと、住民等と行政との橋渡し役となって、河川管理上の役割を担う極めて公共性の高い存在です。

そのため、河川レンジャーは、個人や組織、制度の中立性を確保していく必要があり、その存在で政治や宗教、営利の色を強く出してはならないものと考えています。

このような再認識のもと、現河川レンジャーの市議会議員選挙への立候補を契機として、当該河川レンジャーの方が所属する運営会議の委員、河川レンジャー及び河川レンジャーアドバイザーの皆様で河川レンジャーの中立性等について、議論を重ねてきました。

その結果、政治・宗教・営利に係る様々な職業のうち、特に公職*の方は、河川レンジャーとなって活動を実施した場合、多方面から中立性に対する疑義が生じる可能性が高いことから、公職、公職の候補者及び志望者（選挙への立候補を表明した者、政党からの公認又は推薦を受けた者）は、河川レンジャーの対象から除外することとしました。

そのため、淀川管内河川レンジャーの任命・辞任・解任基準に関する規定について、上記の結果を反映した規定の追加及び変更を行いました。公職以外の職業については、今後、具体的な事案が確認された段階で検討を行います。

※公職とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。（公職選挙法 第3条）

1.3. 淀川管内河川レンジャーが行ってはならない活動【第11条】

河川レンジャーは、宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為について、河川レンジャーの名称を用いて行ってはならないと規定しています。

この規定は、河川レンジャーの中立性を確保していくために設けているものですが、上記の議論を踏まえ、河川レンジャーとしての行動全体に適用されることを明確にし、存在の中立性を更に高めるように変更します。

そのため、河川レンジャーの立場を利用して、宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行ってはならないこととします。

また、河川レンジャー及び河川レンジャーアドバイザーの皆様との議論の過程では、河川レンジャーが行ってはならない活動を具体的に示すことも検討していましたが、しかし、記載することによる弊害や想定外の活動も考えられることから、明示することは行わないこととしました。

従って、河川レンジャー制度の円滑な運営にあたっては、規定によって規制することよりも、河川レンジャーの行ってはならない活動をはじめ、河川レンジャーの活動全般について、河川レンジャーの皆様と事務局との意思疎通を更に強化し、未然に問題等の回避を図ることを重点的に進めていくこととします。

1.4. 特例再任の手続き【第26条】

河川レンジャーの任期は、試行期間が1年、その後、1期2年を2回までとなっており、最大5年間です。5年間の任期を満了された河川レンジャーは、河川レンジャーアドバイザーとして活動の継続や河川レンジャーの育成・発掘等を担っていただいています。

河川レンジャーの活動展開や制度運営の面から、河川レンジャーアドバイザーとしてではなく、河川レンジャーとしての活動や役割を継続していただくことが不可欠な方には、特例として、1期2年に限り再任を認めています。

年		1	2	3	4	5	6	7	8	9～
任期	任命	試行期間	第1期		第2期		河川レンジャーアドバイザー			
							第3期(特例)			
		再任審査	再任審査		再任審査(推薦者が対象)					

図 1.2 河川レンジャーの任命から河川レンジャーアドバイザーまでの任期

この特例再任の手続きは、運営会議からの推薦又は淀川河川事務所長からの推薦があった河川レンジャーを対象として、1～2月に開催する代表者会議において審査を行い、特例再任が決定した河川レンジャーに意向を確認したうえで、2～3月に開催する運営会議で再任する手続きとなっています。(図 1.3 参照)

この現行の手続きは、最終的に河川レンジャーが特例再任を望まなかった場合、審査等のために多くの委員や事務局が要した時間と労力の結果が残らなくなります。

このため、満期退任を迎える河川レンジャーを対象として、特例再任を要請された場合、承諾されるか否かを推薦の審議を実施する前に確認するよう改正を行いました。

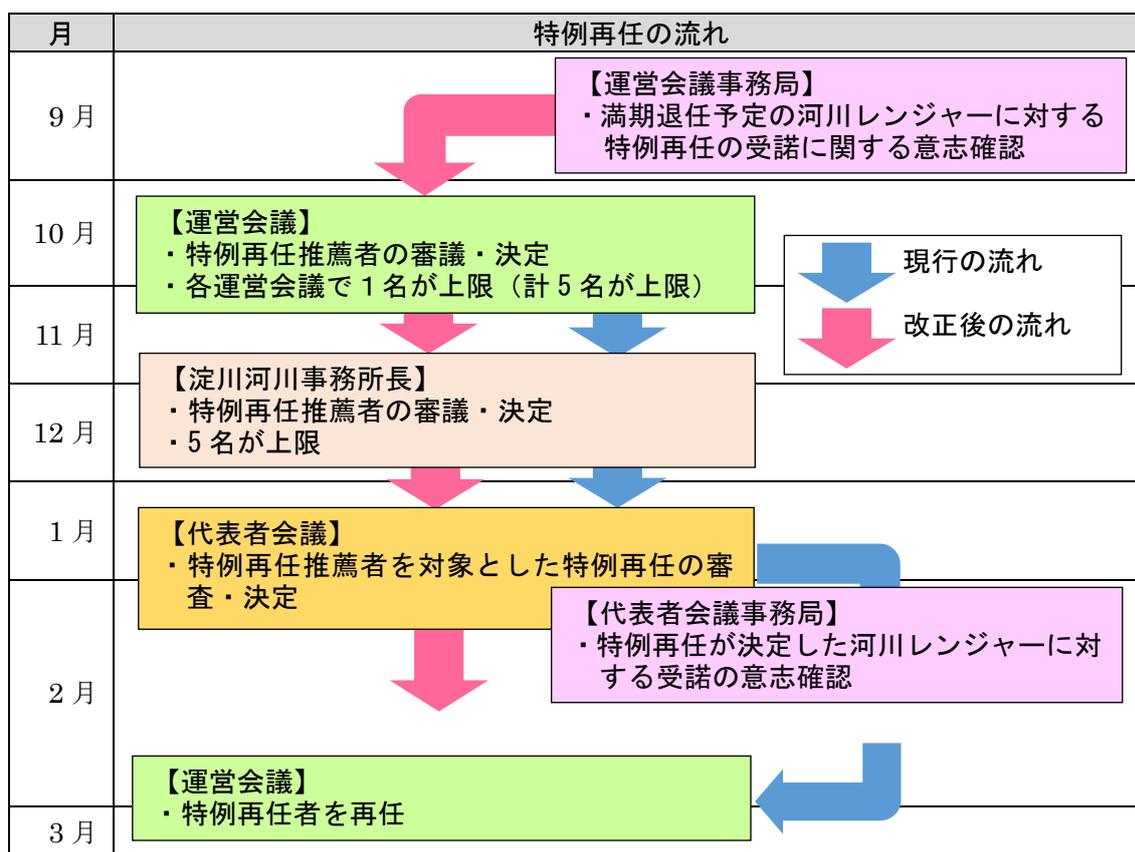


図 1.3 特例再任の手続きの流れ

1.5. 河川レンジャーアドバイザーの活動費【第36条】

河川レンジャーアドバイザーは、年間活動計画を立案せず、自由に活動を行っていただくこと、河川レンジャーアドバイザーと事務局の双方が必要であると判断した活動にはレンジャー活動と同様の支援を行うことから、活動費を支給しないこととしています。

しかし、河川レンジャー全体で取り組んでいる京都環境フェスティバル（京都府主催）への出展に対する協力や今年度から実施予定であった淀川スクールにおける講師役などは、事務局から要請している活動であり、費やしていただく時間や労力も大きい活動となっています。

このため、淀川河川事務所から要請する活動については、謝礼としての活動費を支給するように改正します。

なお、活動費は、要請する活動が様々な役割や内容、時間の長短が想定されますが、それらに応じた単価設定は煩雑であり、活動費の趣旨を謝礼としていることから、統一した単価の日額で支払うこととします。日額は、「謝金の標準支払い基準」（大臣官房会計課長通知）に基づいて算定した額（5,200円/日）とします。

1.6. 河川レンジャー会議 議長・副議長の辞任【第69条】

河川レンジャー会議の議長は、今年度末まで酒井レンジャーに務めていただく予定でしたが、酒井議長は今年度末で特例の再任期間を満了され、河川レンジャーを退任されることから、次年度のレンジャー会議等の円滑な運営を見据え、今年度から議長を引き継ぐため、辞任を申し出されました。

一方、運営要領には、議長の辞任に関わる規定が位置付けられていなかったため、今年度第1回のレンジャー会議（H27.5.31開催）において、辞任及び後任等の取り扱いを協議しました。

その結果、議長が辞任する際は、副議長が議長に就任するのではなく、議長の指名で副議長が選任されている手続きを考慮し、副議長も辞任することとし、後任者を決定したうえで了承することになりました。

このため、議長及び副議長の辞任に伴う対応について、今回の対応方法を踏まえた内容の規定を追加しました。

1.7. 河川レンジャー会議 議長・副議長の任期【第69条】

河川レンジャー会議の議長・副議長は、2年間の任期と定めています。しかし、河川レンジャー会議は、年度単位で河川レンジャー制度を運営しているものの、必ずしも年度末又は年度当初に開催することができないこともあり、議長・副議長の改選が必要となる年度には、年度当初から新しい体制でスタートできないことがあります。

そのため、議長・副議長は、後任者が決定するまでの期間は継続すること、4月1日から3月31日までの2年間に任期とするように規定を追加・修正しました。

1.8. レンジャー会議事務局【第72条】

レンジャー会議事務局は、中央流域センターに事務局長のセンター河川レンジャー、上流域流域センターに事務局次長であるセンター河川レンジャーが常駐することとなっています。

この規定について、レンジャー会議事務局の担当者の役職と任所を固定しないように変更するとともに、センター河川レンジャーが不在となる日が発生するため、流域センターを事務局長・事務局次長の常駐でない運営とする変更を行います。

2. 特例再任者の決定

運営要領第 26 条に基づき、代表会議による審議の結果、以下の河川レンジャー3 名の方について、特例再任が決定しました。

特例再任された河川レンジャーは、1 期 2 年の任期で、活動を続けていただきます。

表 2.1 特例再任者一覧

	所属運営会議	所属出張所	氏名
1	福島・毛馬出張所管内	毛馬出張所	石山 郁慧
2	木津川出張所管内	木津川出張所	田中 実知世
3	木津川出張所管内	木津川出張所	山田 信人

(敬称略)

3. グループ河川レンジャー再任及び新任決定

運営要領第 42 条に基づき、代表会議による審議の結果、以下のグループ河川レンジャー3 組について、再任及び新任が決定しました。

グループ河川レンジャーは、それぞれの活動計画に定めた任期の期間、河川レンジャー活動を実施します。

表 3.1 グループ河川レンジャー再任および新任一覧

	責任者	構成員代表	構成員人数 (代表含む)	区分
1	辻川 松子	松本 麻里 (近畿大学大学院 1 年)	12 名	再任
2	山村 武正	小林 慧人 (同志社大学 4 年)	6 名	再任
3	酒井 信行	安井 あかり (龍谷大学 3 年)	3 名	新規

(敬称略)

4. 河川レンジャーの人材を確保する取り組み

河川レンジャーを養成する取り組みとして、平成 26 年度から「淀川スクール」の実施に向けた検討と試行を行いました。しかし、平成 27 年度は、淀川スクールの実施までに至ることができませんでした。

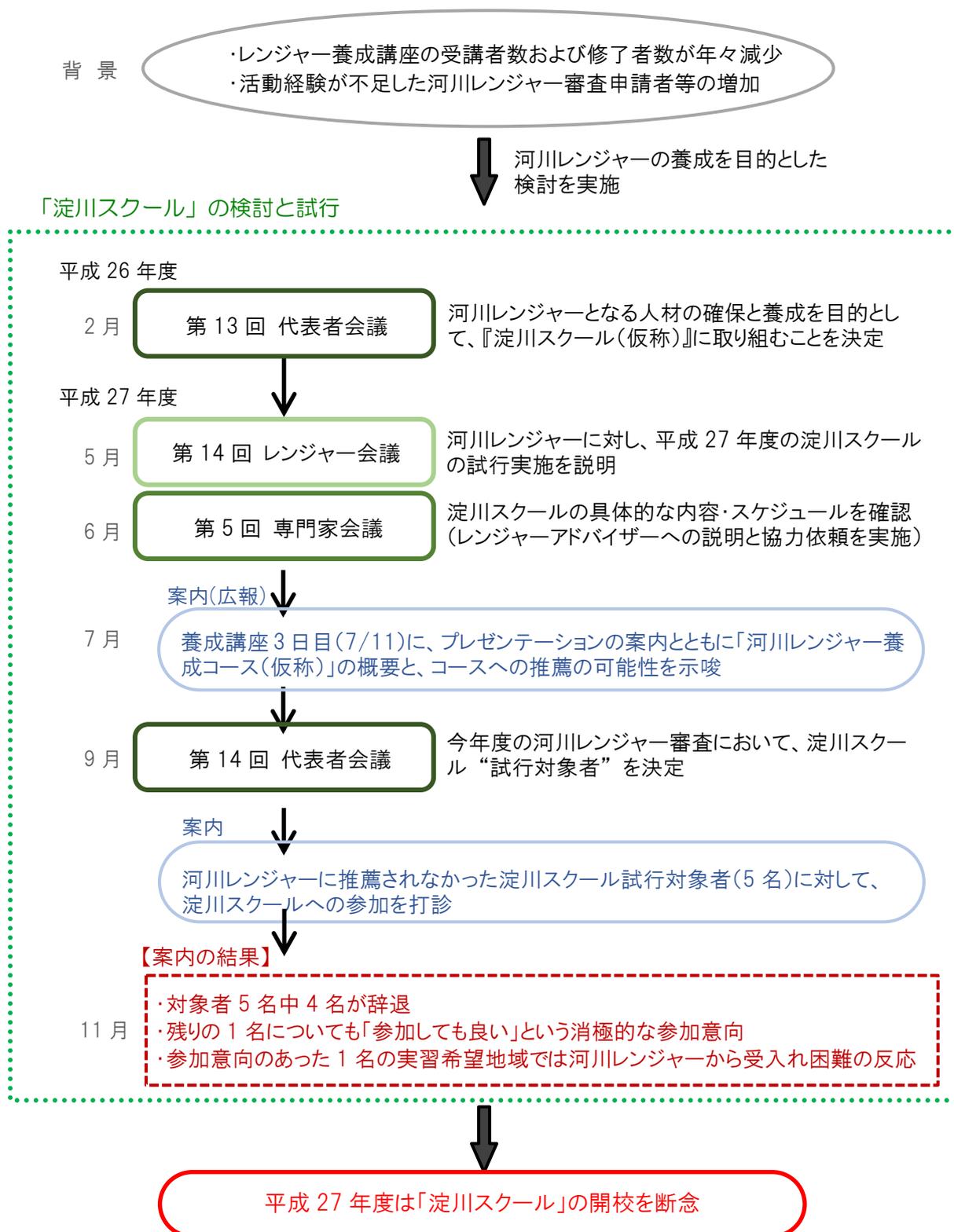


図 4.1 淀川スクール（試行）の取り組みフロー

このため、河川レンジャーを養成する新たな取り組みについて審議し、検討の方向性が決定しました。

試行期間である任命 1 年目の処遇を限定して河川レンジャーを増員し、任命後に河川レンジャーの養成を図る『**試行レンジャーの増員**』を展開するもので、今後、詳細の検討を進めていきます。

今後の検討項目（案）

- 1) 河川レンジャー審査申請条件（講座修了条件）の見直し
 - ①河川に関する専門知識を有する方等について、講座受講を一部免除する。
 - ②免除対象科目および DVD 視聴とレポート提出での受講を可能とする科目
- 2) 河川レンジャー審査基準の緩和
- 3) 河川レンジャーサポーター（仮称）の位置付け・活動方針等
淀川管内河川レンジャーの役割や活動範囲等に沿った活動を行うボランティアとする。
(1 年更新の登録時に保険への加入を行う)
- 4) 試行期間終了後の代表者会議での審査方法・審査基準等について
試行レンジャー増員後に、試行レンジャーの資質や能力、実際の試行活動状況を見極めながら、試行期間終了後の審査方法や審査基準等を検討。

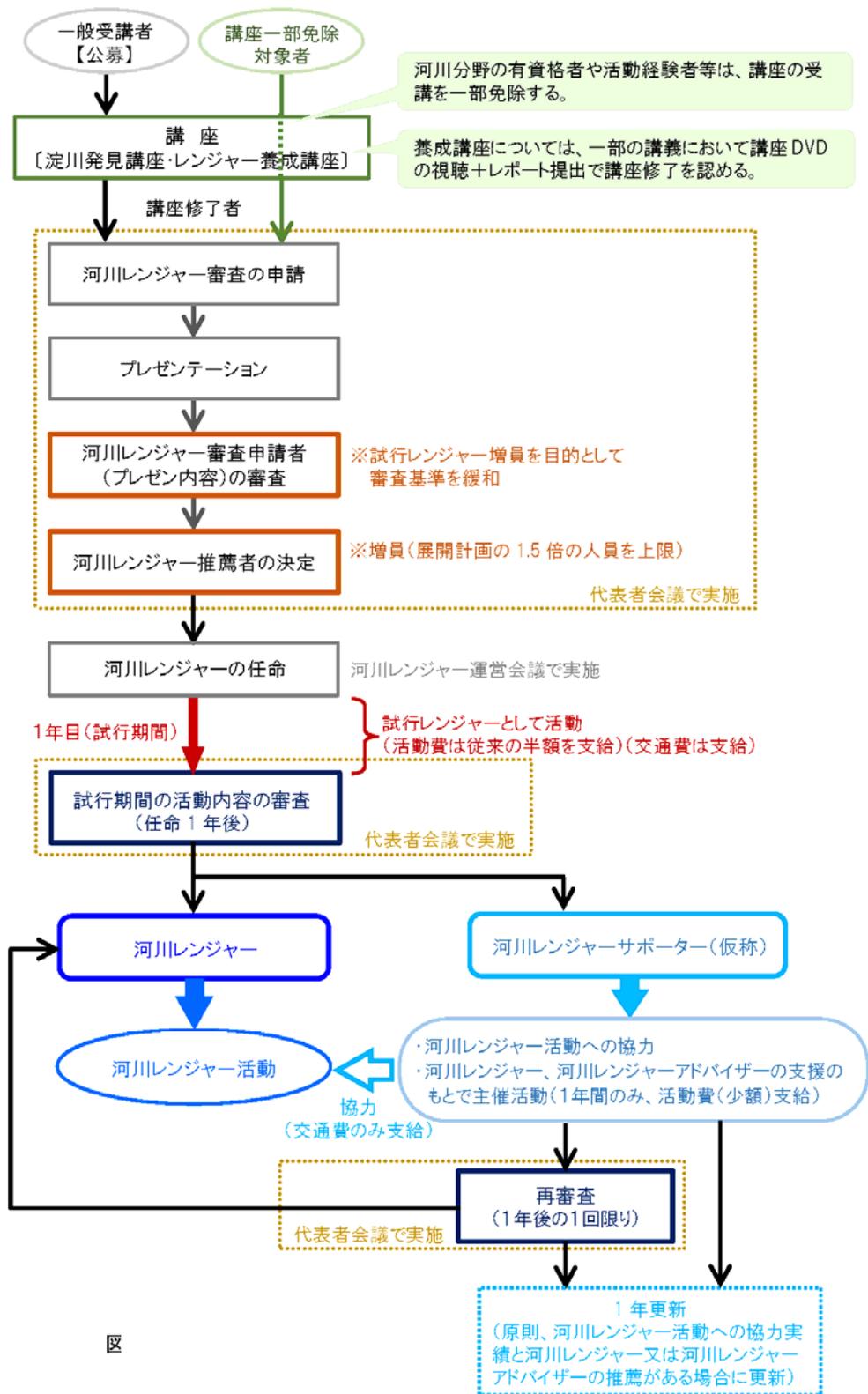


図 4.2 新たな取り組みの実施フロー (案)

5. 河川レンジャーの活動及び制度の充実に向けた取り組み

①河川レンジャー活動の充実・向上および②河川レンジャー制度の進捗点検の充実・強化を目的として、取り組みの主体である河川レンジャー自らが活動結果を確認し、そこから活動の課題や改善点を把握・分析することで活動の更なる充実を図るとともに、制度の進捗点検に河川レンジャーによる活動の確認・点検結果を用いることにより、新たな指標による点検の更なる充実を図っていく取り組みについて審議を行いました。

現在、5名の河川レンジャーが試行を行っている活動報告の新様式及び活動報告集計表の作成等の取り組みが確認され、平成28年度からの河川レンジャー全体の試行実施に向けた検討の方向性が決定しました。

【活動報告集計表 記入項目】

(1) 河川レンジャーの情報

- 河川レンジャー名
- 所属（出張所）
- 作成年月日
- 集計期間

(2) 全体集計表

- 集計期間に実施した活動名／活動場所／運営形態／実施回数／参加者数
- 集計期間に実施した活動の達成状況
- 集計期間に実施した活動の貢献分野
- 集計期間に実施した活動の取り組み内容

(3) 連携団体集計表

- 集計期間に実施した活動毎の連携団体数／連携回数／連携人数（団体分類別）
- 集計期間に実施した活動で連携した団体名（団体分類別）

(4) 総括

- 集計期間の活動全体におけるアピールポイント（特に上手くいった点など）
- 集計期間の活動結果を踏まえた今後の課題・改善点（上手くいかなかった点など）

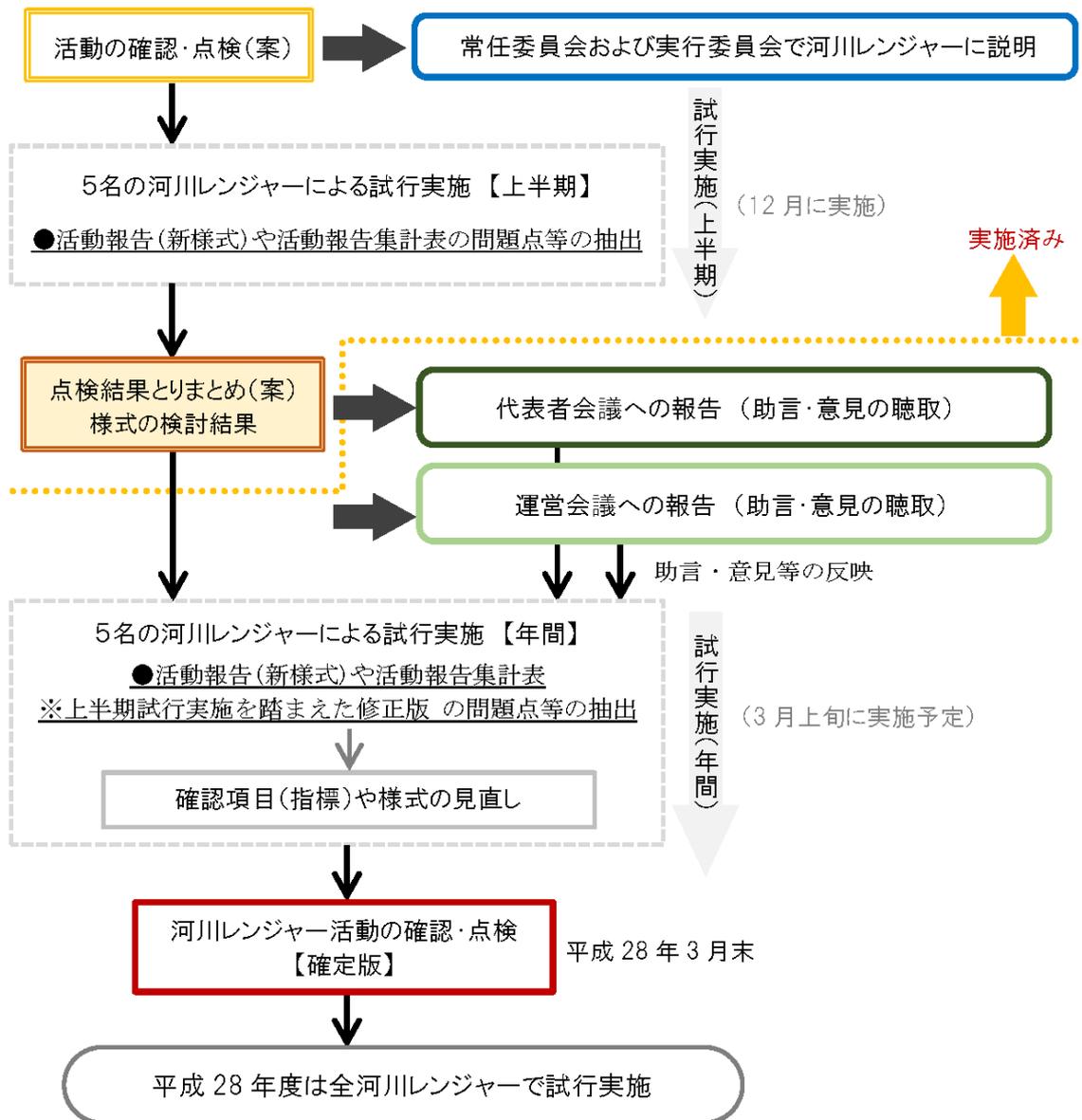


図 4.2 新たな取り組みの実施フロー(案)